

## 鹿児島県合同輸血療法委員会要綱

### 第一章 総則

(名称)

第一条 本会は、「鹿児島県合同輸血療法委員会」と称する。

(構成)

第二条 本会は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 鹿児島県内医療機関の輸血療法委員長，輸血責任医師及び輸血業務担当者等
- (2) 鹿児島県保健福祉部薬務課職員
- (3) 鹿児島県赤十字血液センター職員
- (4) その他必要と認められる者

(役員)

第三条 本会役員として、代表世話人、世話人及び顧問を置く。

- 1 世話人は、主として次に掲げる者とする。
  - (1) 鹿児島県内医療機関の輸血療法委員長，輸血責任医師及び輸血業務担当者
  - (2) 鹿児島県医師会，鹿児島県看護協会及び鹿児島県臨床検査技師会の代表者
  - (3) 鹿児島県保健福祉部薬務課長及び鹿児島県赤十字血液センター所長
  - (4) その他必要と認められる者
- 2 代表世話人は、世話人の互選により定め、会を代表し、必要に応じ会議を招集する。
- 3 顧問は、本会運営に必要な助言を得るため、世話人の推薦により定める。

### 第二章 目的及び事業

(目的)

第四条 本会は、鹿児島県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を目指すものとする。

(事業)

第五条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 世話人会の開催
- (2) 鹿児島県合同輸血療法委員会の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第三章 運営等

(運営)

第六条 本会の運営は、世話人会により決定する。

(会の開催)

第七条 世話人会は、必要のつど代表世話人が招集する。

- 1 世話人会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 2 代表世話人は、世話人会の議長となり、議事を整理する。
- 3 世話人会の議事は、全委員の過半数で決し可否同数の時は、議長の決するところとする。
- 4 議長は、委員として議決に加わることができる。

第八条 世話人会は、年一回以上開催する。

第九条 鹿児島県合同輸血療法委員会は、年一回以上開催する。

第十条 代表世話人は、第二条に定める者のほか、意見等を聞くために必要があると認められる者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第十一条 本会の事務を処理するため、鹿児島県赤十字血液センター及び鹿児島県保健福祉部薬務課に事務局を置く。

(その他)

第十二条 本要綱に定めるものの変更等については、世話人会において協議し定める。

第十三条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は世話人会において協議し、別に定める。

附則 この要綱は、平成 21 年 11 月 28 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 22 年 9 月 13 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 30 年 10 月 5 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年 6 月 6 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 3 年 7 月 16 日から施行する。

附則 この要綱は、令和 7 年 6 月 16 日から施行する。